

紀泉交通運輸安全マネジメント内部監査手順書

(目的)

1. 紀泉交通の輸送安全管理体制が適正に構築され運用され、有効に機能していることを監査する。

(適用範囲)

2. 監査の範囲は、輸送安全管理体制全般として、被監査者は経営者、安全統括管理者及び運行管理者とし、必要に応じて現業部門も対象範囲とする。

(内部監査員)

3. 代表取締役社長は、紀泉グループの安全管理者の内の2名を内部監査員に指名して監査をさせる。

(監査の実施)

4. 内部監査員は、輸送安全管理体制の構築・改善の取り組みが運輸安全マネジメント規程及び手順書並びに関連法令に適合している事を被監査者へのヒアリングと文書・記録の提示を求めて確認する。

(監査の結果の報告と是正措置の勧告)

5. 監査結果は「内部監査報告書」として作成する。是正措置が必要な項目については改善提案・勧告を被監査者に行う。

(是正措置の実施)

6. 是正勧告を受けた被監査者は指摘された不適合については是正措置を実施してその内容を内部監査員に報告する。

(監査報告書に提出)

7. 運輸安全統括管理者は、監査終了後監査員より「内部監査報告書」を受け、その内容を確認したうえ社長に提出する。

(保管)

8. 「内部監査報告書」及び是正措置実施報告書は、運輸安全マネジメント規程14. 1) ④に従って保管する。

以上